

令和7年度第1回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議要旨）

日時：令和8年6月26日（金）午前10時00分～12時00分

場所：大阪市役所屋上階 P1会議室

議 事

- （1）第3期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について（令和8年3月末時点）資料1
- （2）第4期大阪市地域福祉基本計画（素案）について資料2－1、2－2、2－3

【議事1】

- ・ 事務局から資料に沿って説明

【議事2】

- ・ 事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

- ・ 計画期間を6年にするにあたり、他の計画との開始時期等をどうするか、しっかり議論しておくことが重要。
- ・ 地域福祉計画は法律の規定上でも、理念としても上位計画と位置付けられるが、同時に各分野を横断する基盤計画である。その位置づけを記載しておくべきではないか。
- ・ 計画期間を6年とするのであれば、成年後見制度は大きく変わっていくと思うので、制度や法改正を受け、今後、どこまで記載できるのかを考えていく必要がある。
- ・ 計画のなかで、区の動向のような箇所をもう少し増やすべきではないか。
- ・ 災害において、法改正によりDWA Tが法制化された。大阪DWA Tは大阪府が進めていくこととなるが、大阪市として具体的に、どのように取組を進めていくのか。その部分をしっかり把握した上で、取組を進めてほしい。
- ・ アシスタントワーカーについて、立ち上げから時間が経過しており、進め方を検討する必要があるのではないか。
- ・ 地域福祉への多様な主体の参画と協働の推進として、担い手が少なくなっているということは重要な点だと思っているが、もう少しポジティブな活動を示すことはできないか。
- ・ 社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進ということについて、社会福祉法人は多面的な役割があって、この記述だけで収まらないのではないか。
- ・ ハラスメントに関する記載を検討してもらいたい。